

春の市民音楽祭

5月28日 群馬会館で
春の市民音楽祭が五月二十八日午後六時から九時まで、群馬会館ホールで開催されます。出演は市民音楽連盟に加盟している合唱・吹奏楽・軽音楽・ギター・マンドリン等の団体です。入場無料です。なお当日第七回前橋市民のうたの入選者表彰と入選歌の指導を行います。

納税貯蓄組合の補助金交付

五月中です
四十二年度市納税貯蓄組合の納税貯蓄組合に対する補助金(後期分)の交付は五月中です。
また交付を受けていない組合は印かん持参のうえ、市庁舎新館取税課窓口で必ず五月中に受領してください。(収税課)

6月1日までに

登録の申し出

選挙人名簿

たいせつな一票をムダなく

未登録者 印かん持参のうえ市役所へ



選挙人名簿の登録は、いままで主からの申し出によっていたしまし三月と九月の二回でしたが、ことと。公職選挙法では、申し出のし五月三日の公職選挙法の二部改正により、これからは三月・六月・九月および十月(以下「登録月」といいます)の年四回、定時満二十歳以上で、他市町村から転入した方は、市選挙管理委員会におこないます。

この定時登録は、本人又は世帯対し、文書で選挙人名簿の登録の

なす、この申し出をしておきませんと、ことし七月おこなわれる参議院選挙と県知事選挙の投票をすることができないことになりまから該当される方は、もれなく申し出をしてください。

▽申し出受付場所
①申出書の受付は、市役所一階市民課窓口七番(城南地区は支所窓口)でござります。②申出用紙は受付場所でお渡しします。③申し出の際は、印かんを持参ください。④転入した方は、前住所の選挙管理委員会が発行した前住所を添えて申し出をしてください。(市選挙管理委員会)

春の生存者叙勲

本市では十二人が受章

長い間社会のために働き続けてきた人、感謝の意をこめて行なわれる春の生存者叙勲は「天皇誕生日」の四月十九日付けで発表されました。本市関係の受章者は次のかたがたです。

▽勲四等
▽大塚仁平氏(瑞宝章) 警察行政
▽水白善二郎氏(瑞宝章) 土地家屋調査士の業務に努め制度の向上
▽山下銀蔵氏(瑞宝章) 精神病院看護業務に努めるとともに後援の指導に尽力、日本精神看護協会幹事
▽木村トミ氏(瑞宝章) 女子教育に尽くし学園の経営に努めるとともに、服装界の振興に寄与、前橋文化服装学院校長、七十三歳(本町二丁目)
▽山下銀蔵氏(瑞宝章) 精神病院看護業務に努めるとともに後援の指導に尽力、日本精神看護協会幹事
▽木村トミ氏(瑞宝章) 女子教育に尽くし学園の経営に努めるとともに、服装界の振興に寄与、前橋文化服装学院校長、七十三歳(本町二丁目)
▽山下銀蔵氏(瑞宝章) 精神病院看護業務に努めるとともに後援の指導に尽力、日本精神看護協会幹事

▽勲七等
▽富沢隆幸氏(瑞宝章) 警察官として、元県警本部補、七十一歳(紅雲町二丁目)
▽須山春江氏(瑞宝章) 保健業務功労、上毛愛護社社母、五十六歳(江本町)

全国水道週間

六月 一〜七日

水源地の開放や水栓パッキンの無料取替え



水道週間中、市民のみなさんに公開される敷島水源地。このほか市内には七つの水源地があります。

週間中の行事

六月一日から七日まで、第十回水道週間が全国いつせいはじめられます。

水は空気とともに、わたしたちの生命を守るため、欠くことができない大切なものです。この週間を機会に、水が水源から家庭や工場にどんな経過で送られ、一日にどのくらい使われるのだろうか、水道に対する関心をいっそう深めていたくために、期間中、午前九時から午後四時まで敷島町の浄水場と各水源地をみなさんに開放します。

また、この期間中、水栓パッキンの無料取替えを実施します。ご希望の方は、水道局環境で快適な生活をおくって、種類、給排水管の距離、排水管の種類などにより、それぞれ異なります。

▽水洗面所の設置できる区域
紅雲町一丁目、千代田町一丁目

納する奨励工事を実施して、四万円〜五万円程度、ただし、この機会に、一戸でも多く、あくまで概算ですから、工事の程度(便器とタンクの組合せの程度)や給排水管の距離、排水管の種類などにより、それぞれ異なります。

▽水洗面所の設置できる区域
紅雲町一丁目、千代田町一丁目

水源地の開放や水栓パッキンの無料取替え

踏み切り事故の防止

注意しましょう
鳴りやまないときは、反対方向からの列車が近づいているので、踏切を一時停止するときは、車機が鳴っているのに踏切を横断し、とくに止まりましょう。

踏切事故を予防するために、次のことほぜひとも守りましょう。

▽踏切では、必ず一時停止しましょう。安全確認がとれたら、無理な安易な走り出しは、必ず止まりましょう。踏切の正面横断は、やめましょう。踏切の正面横断は、必ず止まりましょう。踏切の正面横断は、必ず止まりましょう。

▽踏切では、必ず一時停止しましょう。安全確認がとれたら、無理な安易な走り出しは、必ず止まりましょう。踏切の正面横断は、やめましょう。踏切の正面横断は、必ず止まりましょう。

5月のまんが*



幼児の事故 馬車部長、五十五歳(東片貝町) 麻川重敏氏(双光旭日章) エックス線技術の改善、後進の指導育成に尽力し、保健衛生の向上に寄与。県立診療エックス線技術師学校講師、七十歳(朝日町二丁目)

交通災害共済

7月1日から実施



【お申し込みは】
前橋市民ならば、赤ちゃんからお年寄りまで、どなたでも加入できます。受付開始は6月1日から。会費を添えてお申し込みください。取扱いは市役所総務課内組合事務局(市庁舎2階)および各地区出張所で行ないます。

【会費】1人年間360円
ただし中学生以下の人、および身体障害者は240円です。

【見舞金】
共済期間中(1か年間)に、全国どこで交通事故にあわれた場合でも、事故の程度によって、つぎのとおり共済見舞金が支払われます。

死亡 50万円 から、ケガ2,000円まで
(8段階で支給されます)

＝前橋市ほか4町村交通災害共済組合＝



申し込み受付開始は6月1日から

みなさん家族ぐるみで加入しましょう

防火地域

Table with columns for '町名と区域' (Municipality and Area) and '防火地域' (Fire Protection Area). It lists various areas like '1番地', '2番地', etc., and their corresponding fire protection status.

*道路(県道安中線・国道50号線・県道赤城線・市道)の境界線より11mの範囲内です。

準防火地域 (アイウエオ順)

Table with columns for '町名と区域' (Municipality and Area) and '準防火地域' (Quasi-Fire Protection Area). It lists areas like '朝日町', '大手町', etc., and their corresponding fire protection status.

確認申請手数料 (基準法6条6項) 施行令第10条

Table showing '床面積の合計' (Total Floor Area) and '手数料' (Fee). It lists fee amounts for different floor area ranges, from 200 yen for 30m² to 100,000 yen for 200,000m².

前橋市建築基準法施行細則による許可申請手数料1件につき6,000円

6月1日から 建築確認申請は市役所へ

市民サービスをモットーに事務を一本化

市では、市民のみなさんへのサービスをモットーに、従来の土木出張所で行なっていた建築物の確認事務を、きたる六月一日から建築指導係ではじめるため、五月一日の告示をいたしました。



申請から許可まで 期間短縮などがねらい

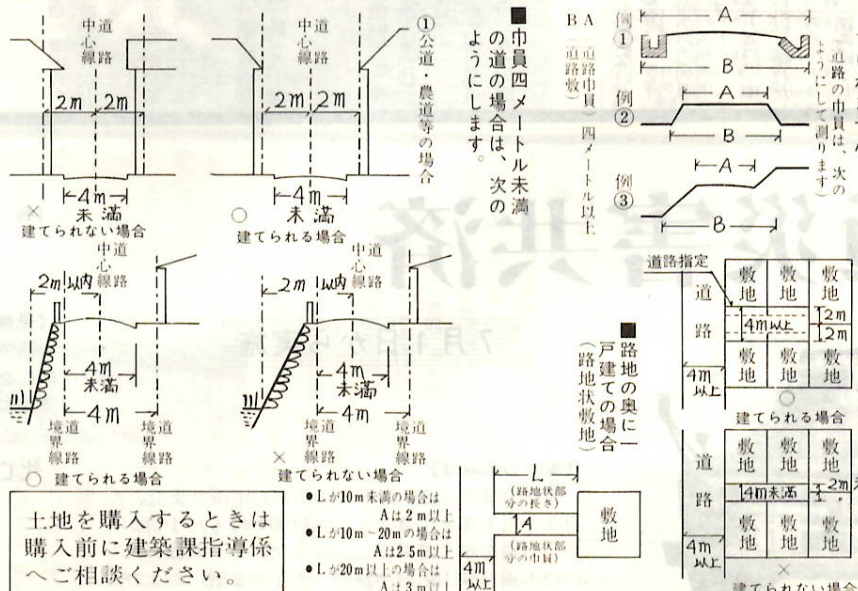
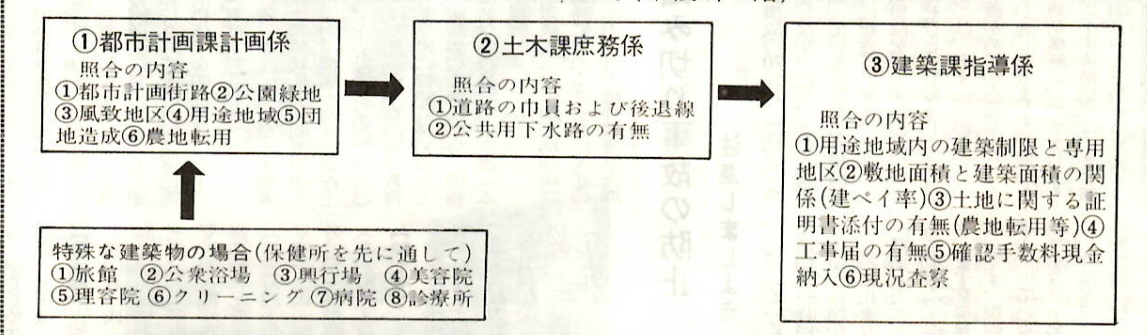
建築課に指導係を新設

市庁舎 四階

建築物の確認を受ける場合の手続きは、建築物を新築・増築・改築・移転(仮画整理事業に伴う移転は除く)する場合は、その部分の床面積の合計が一〇平方メートル以内(三書類を添付していただく)の建築物で、その用途は、平(平)のもの、確認を受ける必要はない。ただし、新築は確認を受けていただくことになります。

確認申請書に添付していただく書類は、(建築物によって、それぞれ異なる) ①申請書 ②申請書添付部数 ③申請書添付部数 ④申請書添付部数 ⑤申請書添付部数 ⑥申請書添付部数 ⑦申請書添付部数 ⑧申請書添付部数 ⑨申請書添付部数 ⑩申請書添付部数 ⑪申請書添付部数 ⑫申請書添付部数 ⑬申請書添付部数 ⑭申請書添付部数 ⑮申請書添付部数 ⑯申請書添付部数 ⑰申請書添付部数 ⑱申請書添付部数 ⑲申請書添付部数 ⑳申請書添付部数 ㉑申請書添付部数 ㉒申請書添付部数 ㉓申請書添付部数 ㉔申請書添付部数 ㉕申請書添付部数 ㉖申請書添付部数 ㉗申請書添付部数 ㉘申請書添付部数 ㉙申請書添付部数 ㉚申請書添付部数 ㉛申請書添付部数 ㉜申請書添付部数 ㉝申請書添付部数 ㉞申請書添付部数 ㉟申請書添付部数 ㊱申請書添付部数 ㊲申請書添付部数 ㊳申請書添付部数 ㊴申請書添付部数 ㊵申請書添付部数 ㊶申請書添付部数 ㊷申請書添付部数 ㊸申請書添付部数 ㊹申請書添付部数 ㊺申請書添付部数 ㊻申請書添付部数 ㊼申請書添付部数 ㊽申請書添付部数 ㊾申請書添付部数 ㊿申請書添付部数

建築確認事務受付の順序(市役所4階)



こんな注意を これから建物を建てる場合には...

建て物は原則的には、巾員四メートル以上の道路に接しなければ建てられません。道路の巾員は、次のようにして測ります。

Table showing '道路指定' (Road Designation) and '敷地' (Plot). It lists different road types and their corresponding plot widths and setbacks.

土地を購入するときは購入前に建築指導係へご相談ください。

■予防接種カレンダー■

月
5.6

ママ忘れないでネ

個人通知・回らんはありません

腸パラチフス

昭和43年度 旧市域日程表

初回免疫 (対象者昭和39.4.1~40.3.31)

Table with columns: 第1回, 第2回, 第3回, 時間, 会場. Rows list dates from June 12 to June 25 across various locations like 天川小学校, 岩神, etc.

追加免疫 (対象者明治41.4.1~昭和39.3.31)

Table with columns: 月日, 時間, 会場. Rows list dates from May 28 to June 21 across various locations like 小石神社事務所, 清王寺稲荷神社, etc.



赤ちゃん登場

吉田昌朗ちゃん

本町三丁目7~5、吉田忠・ヒロ子さんの長男。生後10か月のかわいい盛りです。

《募集》■応募赤ちゃんのかわいい写真をお寄せください。写真のほか赤ちゃんの名まえ・年齢・住所・父母の氏名・父母の年齢・職業をお書きください。■あて先前橋市役所秘書課広報係あて。■抽せんのおっ広報に掲載いたします。

■対象者 満3歳から60歳まで昭和40年3月31日以前の出生者から、明治41年4月1日以後の出生者で、学校や勤務先で予防接種を受けない人。

■接種料金 ことしから無料です。■申込方法 会場に備えつけの申込書に住所・氏名・生年月日を記入のうえ、受付に提出してください。

■注意すること ①接種当日とその翌日は安静を守るため激しい運動や入浴、飲酒をひかえてください。②接種後、ときによっては接種局所の発赤・はれ・むくみ・うずき・痛み・発熱などをみることがありますが2~3日中になくなります。③接種部位は清潔にしてください。

■予防注射を受けてはいけない人 ①熱のある人。②心臓、血管の

病、腎臓、肝臓の悪い人③アレルギー体質の人、またはけいれん性体質の人。④糖尿病や脚気の病人⑤病後衰弱している人。⑥妊娠婦(妊娠7か月以上の)

ジフテリア・百日ぜき

■対象者 第1期=今回3週間の間隔で3回接種する人(昭和42.8.1~43.1.31日までの間の出生者) 城南支所管内は(昭和42.6.1~43.1.31日までの出生者) 第2期=今回1回接種する人(昭和41.2.1~41.7.31日までの出生者で第2期接種を完了していない人)

■接種料金 ことしから無料です。■注意すること ①接種後、接種したところをよくもんでください。当日は入浴・激動をさけるようにしてください。②接種後、ときによってはうずき・痛み・発熱などをみることがありますが、2~3日中になくなります。③接種部位は清潔にしてください。■受けてはいけない人 ①熱のある人。②心臓、血管の病人、腎臓、肝臓の悪い人。③アレルギー体質の人、またはけいれん性体質の人。④糖尿病や脚気の病人⑤病後衰弱している人。

混合予防接種表

Table with columns: 第1回, 第2回, 第3回, 時間, 会場. Rows list dates from June 6 to June 26 across various locations like 東公民館, 元総社, etc.

歯の衛生週間はじまる

きたる6月4日から10日まで全国歯の衛生週間が行なわれます。市では、前橋歯科医師会・日赤群馬支部と協力し、次の週間記念行事を行ないます。■歯の街頭無料検診 6月2日=前三テパト前(午前10時~午後3時) 6月4日=前三テパト前(午前10時~午後3時) 市役所前(午前10時~午後3時) ■児童収容施設歯科検診 期間中、公私立幼稚園・保育所・保育園で集団検診を行ないます。

福祉年金の定時届

忘れずにいたしましょう

福祉年金を受給している方が、この届出は、その年の5月分から向う一年間の年金の支給を決定するためのものです。市では、この届出に基づいて家族状況、公的年金受給状況、所得状況等を調べ、届け送りし、県知事が認定(確認)し、年金を支給するかどうか決定されます。年金を支給するかどうか決定したとき、国民年金証書が交付されます。この定時届の受付は、市役所では事務処理上5月下旬から6月上旬に定めていますが、この受付については、該当者あて通知書に基づき、指定日には必ず届出をさせていただきます。なお、四十二年所得制限等(四十二年所得対象)は次のとおりです。一、受給者本人の所得制限 受給者本人の所得が二十八万円(全額支給停止)をこえないこと(全額支給停止) 二、配偶者、扶養義務者の所得制限 受給者の配偶者(内縁をふくみます)または、受給者の直系血族(父母・子・孫・祖父母等)や兄弟姉妹で受給者より収入の多いもの前年所得が次の額以下の人があること。 三、扶養親族等の数 所得制限額 一〇人 一、一六五、〇〇〇円 九人 一、一五〇、〇〇〇円 八人 一、一三五、〇〇〇円 七人 一、一三〇、〇〇〇円 六人 一、一〇五、〇〇〇円 五人 八九五、〇〇〇円 四人 八二七、五〇〇円 三人 七六〇、〇〇〇円 二人 六九四、二五〇円 一人 六三三、五〇〇円 〇人 五〇六、〇〇〇円 四、国内に住所がなくなったとき(その期間全額支給がとめられます) 五、公的年金を受給することができること 六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けることができること(障害補償を受けること) 七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 二十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 三十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 四十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 五十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 六十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 七十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 八十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十一、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十二、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十三、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十四、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十五、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十六、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十七、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十八、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 九十九、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること) 一百、受給者がこうむった業務上の事由による障害について、労働基準法に基づいて障害補償を受けること(障害補償を受けること)

この表は、所得制限基準額に国民年金法で定めた調整額50,000円を加えてあります。

緑の大敵 アメリカシロヒトリ みんなで撲滅を. Includes text about pest control and a small table with columns: 川淵地区, 桂野地区, etc.

市民プール開場 6月1日から 午前9時~午後6時. Includes details about pool hours, ticket prices, and location.

お知らせコーナー

定期巡回内職相談

内職をしたい方、内職を頼みたい方のご利用をお待ちしています。
▽場所と日時
①東公民館 (毎週火曜日の午前10時から午後3時まで)

八郎湯干拓地入植者募集

わが国ではじめての大規模な干拓事業が、総事業費六百数十億円をかけて八郎湯ですすまれています。
すでに第1回の入植者57人と第2回入植者87人が新しい大地で耕作に入植訓練にいらしてきています。

中・高校新卒者の求人受け付け開始

前橋公共職業安定所では、44年3月、中学校・高等学校を卒業する生徒の求人申し込みを次のとおり受け付けます。
▽求人申し込み期間
6月1日～8月末日。これ以後も受け付けは行ないますが、あつ旋が一層困難になりますから、お早めに申し込んでください。

関東高校体育大会

6月1・2日本市で開催
次のとおり開催されます。みなさん多数ご観覧ください。
▽第5回関東高校自転車競技選手権大会
6月1・2日の両日、市競技場で1都6県代表120人の選手が参加して行なわれます。

▽応募資格
①小・中・高生(年齢制限なし)
②市民(年齢制限なし)
③市内在住(年齢制限なし)
④応募費:現金2000円(応募書に添付)

働く青年・婦人の学級

6月から来々3月まで 先着50人・無料
中央青年学級
中央公民館では、次の要領で中央青年学級を二年間開設します。
希望の方はふるってお申し込みください。
▽学級内容
1. 職業生活と健康について
2. 労働生活と子どもの保育・教育

写真三ニュース



石井市長が一園園長

子どもの日(五月五日)、中央児童遊園に集って来た家族づれの子どもたちに、この日はけいり石井市長が一園園長に扮して、遊園をサウレスに廻りました。

第五保育所が誕生

市内で十九番の市立保育所が五月一日六供前(予定)に誕生し、第五保育所とつけました。

新しい農地

市内ある(1) (南部土地改良)
田は一面二〇アール(二畝)の畝地で、延々と続いています。その長さには驚かされ、二〇アールの長さの畝は、以上かも知れません。

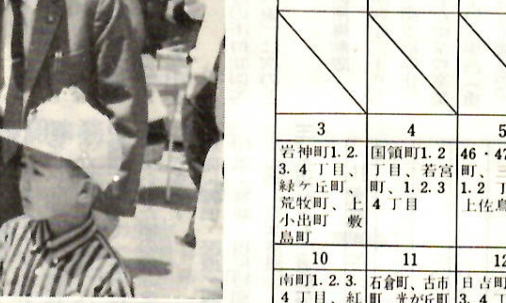


▽応募資格
①小・中・高生(年齢制限なし)
②市民(年齢制限なし)
③市内在住(年齢制限なし)

水曜日の夜 中央公民館で...

中央青年学級
中央公民館では、次の要領で中央青年学級を二年間開設します。
希望の方はふるってお申し込みください。

地域指定後のし尿処理



四月から地域指定による、し尿の収集が実施されましたが、一部でし尿の収集計画の不足により、市民のみなさんに大変な迷惑をおかけしています。

▽現金一千元
市内在住の方から。
▽現金五百円
文京町柳井さんから。

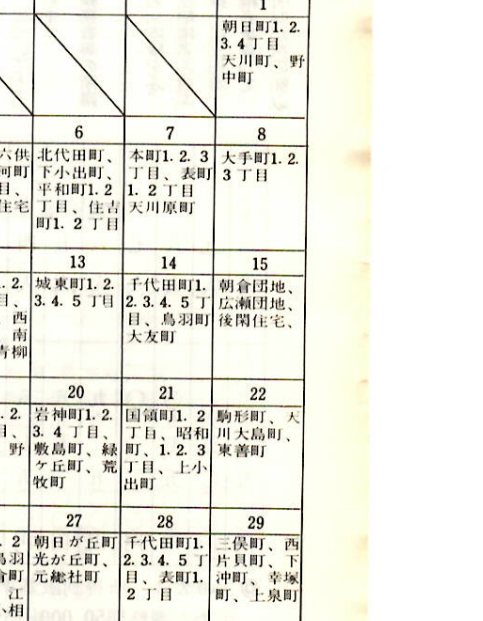
あなたの家庭の汲み取りはいかがですか？

自分の家庭の排せつ量を管理するため、量目の確認をしていただくことが必要です。
汲み取りの浄化槽には、定期的な清掃が必要で、清掃の時期は、電線(電線二〇〇〇〇)へご連絡ください。

灰・キケン物収集日(6月)

Table with columns for months (日, 火, 水, 木, 金, 土) and rows for collection dates (1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 25, 26, 27, 28, 29) listing specific collection areas.

市内ある(1)



新しい農地(1)
市内在住の方から。
文京町柳井さんから。

